

## 第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定を取り消し、再度対象文書を特定した上で、改めて開示決定等を行うべきである。

## 第2 異議申立てに至る経緯

### 1 開示の請求

異議申立人は、平成15年12月9日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、砂防指定地内河川「郷川」に架けられている橋（歩道、車道の別を問わない）が、いつ設置されたかを調査した記録（国道、県道及び市道のうち、平成15年8月25日付け東広建竹第41号の行政文書開示決定通知書により開示された3本の橋は対象としない。）の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、砂防指定地内河川「郷川」に架けられている橋（歩道、車道の別を問わず）が、いつ設置されたかを調査した記録（以下「本件対象文書」という。）について、作成又は取得していないため、不存在を理由とする行政文書不開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、平成15年12月24日付けで異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成16年1月5日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

## 第3 異議申立人の主張趣旨

### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 平成15年12月24日付け東広建竹第280号による行政文書不存在通知書は、開示請求した郷川に架けられている橋が、広島県砂防指定地管理条例（平成14年広島県条例第47号。以下「管理条例」という。）などを遵守しているか否かを管理するために、当然に設置時期や占用許可の有無を記録していると考えられるのが常識であるにもかかわらず、当該記録を隠匿している疑義がある。

(2) 上記のとおり、常識的には存在すると考えられる文書を隠匿している疑義がある

ことから、郷川に架けられている橋の設置時期の記録を記載している文書及び開示請求書に記載した文書の全てを速やかに開示するよう要求する。

- (3) 橋の設置時期が、郷川に係る砂防指定地の告示日である昭和31年8月30日以降である場合は、広島県砂防指定地管理規則（昭和46年広島県規則第3号。以下「管理規則」という。）の公布により改正されるまで適用されていた砂防指定地取締規則（大正13年広島県令第19号。以下「取締規則」という。）の規定に基づき、橋を設置するに際しては、砂防設備を占用するために広島県知事の許可を受けているはずである。
- (4) 理由説明書の内容は、砂防指定地内河川に架けられている橋のうち、許可申請書の書類が提出されていない橋については、橋を架ける必然性の判断及び橋を設置した時期の判断などを把握していないというものであり、全く常識はずれである。
- (5) 仮に、許可申請書等の書類が提出されていない橋の実態が不明であるとするならば、県職員による著しい職務怠慢であり、不法占拠している橋があるのか否かの実態すら把握していなかったのであれば、砂防法並びに河川法（広島県が主張する郷川への河川法の準用を含む。）などの法令適用を放棄していたに等しいものであり、国からの受託業務であると説明する広島県の砂防行政の実態は、まったく不当なものであると考えられる。
- (6) 管理規則が施行される時点における最低限のこととして、その時点で既に存在していた橋の把握を当然に確認し記録しているはずであり、当該記録を意図的に開示しなかったことは、自らの砂防行政に関する職務怠慢の事実を隠匿しようとする画策したものである。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、本件処分を行った理由については、おおむね次のとおりである。

- 1 砂防指定地内の河川に橋梁を含む諸々の工作物を設置する場合には、許可申請を必要とされているものであり、また、異議申立人の主張の対象となっている「郷川」は上記河川の内の一つで、竹原市吉名町内を南下しているものである。
- 2 上記申請の根拠となる条例、規則及び基準の策定状況は次のとおりである。
  - ・昭和46年2月1日 管理規則
  - ・昭和49年7月1日 砂防指定地内の河川における橋梁等設置基準（以下「設置基準」という。）
  - ・平成15年4月1日 管理条例砂防指定地内河川への工作物（本件では橋梁（道路橋）のみが対象とされているため、以下「橋」という。）設置に当たってその許可申請が義務付けられたのは、管理規則が施行された昭和46年からである。
- 3 管理規則施行前から設置されている橋については、橋の所有者が当該橋の補修等を行おうとする際には、申請及びその時点での設置基準に合致する構造での改築又は当該橋の撤去を指示することになる。他方、管理規則施行後に設置された橋が、申請を伴っていないものであれば、是正措置（申請をすること又は撤去をすることの指示）を行うこととされている。

- 4 申請の有無は、管理規則施行の前後で異なるものではあるが、現存する橋で申請を伴っていないものは、管理規則施行前に設置されたものであることとなる。このことは、管理規則及び管理条例の目的からして、申請を伴っていない橋に対する前述の是正措置は不文律であることから、明らかである。
- 5 異議申立人は、郷川に架けられている橋の設置時期を調査した記録を請求しているが、砂防指定地内河川に架けられている橋の設置時期は、管理規則又は管理条例に基づく許可申請等でしか把握できず、かつそれで足りるものであることから、設置時期を対象にした調査は郷川に限らず行っていない。

以上のとおり、条例第2条第2項に定める行政文書として、異議申立人の主張の趣旨に合致するものは存在しないため、開示することができないとした本件処分は妥当である。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、砂防指定地内河川「郷川」に架けられている橋（歩道、車道の別を問わず）が、いつ設置されたかを調査した記録の開示を求めたものであり、実施機関は、作成又は取得していないため、不存在としたものである。

### 2 本件処分の妥当性について

異議申立人は、郷川に架けられている橋が、管理条例などを遵守しているか否かを管理するために、当然に設置時期や占用許可の有無を記録していると考えられるのが常識であると主張する。

これに対し実施機関は、橋の設置時期は管理規則及び管理条例に基づく許可申請等でしか把握できず、かつそれで足りるものであることから、設置時期を対象にした調査は行っておらず、異議申立人の主張の趣旨に合致するものは存在しないと説明する。

さらに、異議申立人は管理規則が施行される以前には、取締規則により砂防設備等の管理を行っていたのであるから、橋を設置するに際して、知事の許可を受けているはずだと主張する。

まず、当審査会において、砂防指定地の管理における根拠法令を確認したところ、砂防指定地は、砂防法（明治30年法律第29号）第4条第1項及び第5条の規定により、砂防指定地内の行為の制限、土地の監視及び砂防設備の管理は都道府県知事が行うこととされている。そして、管理条例では、第3条第1項及び第4条の規定により、砂防指定地内に工作物の新築等を行う場合や、砂防設備を占用しようとする場合にも、知事の許可を受けなければならないとされているが、第3条第2項の規定により、砂防指定地の指定の際、当該砂防指定地内において既に着手しているものは許可を受けることを要しないこととされている。

また、管理条例が施行される前については、管理規則で、管理条例と同様に知事の許可を要することとされ、管理規則が施行される前については、取締規則で、砂防指定地内の制限行為について、知事の許可を要したことが認められた。

このことから、砂防指定地内河川における橋りょうの設置に係る知事の許可状況に

よって、橋りょうの設置時期が把握できるとする実施機関の説明には不自然さはない。

しかしながら、郷川が砂防指定された昭和31年以降、橋りょうを設置するための許可があったかどうかを確認するため、当審査会において、砂防設備占用許可台帳を見分したところ、開示請求のあった日までに、橋りょう設置のために占用許可を行っていたものが見受けられたことから、本件対象文書を作成又は取得していないとして不開示（不存在）とした実施機関の判断は不当である。

以上のことから、実施機関は、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定を取り消し、再度対象文書を特定した上で、改めて開示決定等を行うべきである。

### **3 結論**

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### **第6 審査会の処理経過**

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
16. 2. 24	・ 諮問を受けた。
17. 11. 30	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
19. 2. 1	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
19. 2. 19	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
19. 5. 1	・ 異議申立人から意見書を収受した。
19. 5. 2	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
24. 7.26 (平成 24 年度第 4 回)	・ 諮問の審議を行った。
24. 8.21 (平成 24 年度第 5 回)	・ 諮問の審議を行った。
24. 9.18 (平成 24 年度第 6 回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第2部会】

荒 井 秀 則	弁護士
中 坂 恵美子	広島大学大学院教授
横 藤 田 誠 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院教授